各 位

(財) 財務会計基準機構会員 FASF 平成 24 年 5 月 16 日

会 社 名 株式会社ゴールドウイン 代表者名 取締役社長 西 田 明 男 (コード番号 8 1 1 1 東証 1 部) 問合せ先 取締役 専務執行役員 管 理 本 部 長 二 川 清 人 TEL(03)3481-7203

当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上するための 適正な対応方針(買収防衛策)の継続に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 6 月 26 日開催の第 58 回当社定時株主総会におきまして、企業価値 ひいては株主共同の利益を確保及び向上するための取組みの一環として、当社の 20%以上 の株券等保有割合(金融商品取引法第 27 条の 23 第 4 項参照)を構成する株券等の取得に対 する適正な方策(以下、「旧プラン」という。)に関する定款変更及び承認決議を行い、旧プ ラン導入に対する承認をいただいておりますが、平成 24 年 6 月 28 日開催予定の第 61 回当 社定時株主総会(以下、「本定時株主総会」という。)後に開催される取締役会終結時をもっ てその承認決議の有効期限が満了いたします。

当社は、本日開催された取締役会において、当社定款第6条第2項に基づき新たに3年間の有効期間を有する株主総会の承認決議(以下、「承認決議」という。)を行う旨の議案を本定時株主総会に提出することを決議するとともに、本定時株主総会において、株主の皆様により別添1の承認決議の議案が承認されることを条件として、かかる承認決議に基づいて別添2の内容の新株予約権の無償割当等を活用した方策(以下、「本プラン」という。)を導入することにつき本定時株主総会直後の取締役会において承認することを決議いたしました。尚、本プランは、旧プランから内容の変更を伴わない文言の修正等を行っておりますが、旧プランと実質的に同一でございます。

上記の決議をいたしました取締役会には、全ての取締役及び監査役が出席し、いずれの 取締役及び監査役も本プランの具体的運用が適正に行われることを条件に、本プランに同 意しております。

なお、本日現在、特定の第三者より当社取締役会に対して当社の株券等の大規模買付行 為に関する提案がなされている事実はありません。平成24年3月31日現在における当社 の大株主の状況につきましては、別添3をご参照下さい。

別 添 1

議案 企業価値・株主共同の利益の確保・向上のための新株予約権を用いた方策承認の件

当社は、平成 21 年 6 月 26 日開催の第 58 回当社定時株主総会におきまして、企業価値 ひいては株主共同の利益を確保及び向上するための取組みの一環として、当社の 20%以上 の株券等保有割合を構成する株券等の取得に対する適正な方策(以下「旧プラン」といいま す)に関する定款変更及び承認決議を行い、旧プラン導入に対する承認をいただいており ますが、本定時株主総会後に開催される取締役会終結時をもってその承認決議の有効期限 が満了いたします。

本議案は、定款第 6 条の規定に基づき、下記第1項に定める新株予約権の無償割当等を活用した方策(以下本議案において「本プラン」といいます)を採ることにつきまして、下記第2項乃至第6項附帯条件を付して承認することをお願いするものであります。

なお、本議案が承認された場合、平成 24 年 5 月 16 日付けで公表いたしました「当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上するための適正な対応方針(買収防衛策)の継続に関するお知らせ」の中の別添 2 に記載しました本プラン(本ご通知の【添付資料】ご参照)を、本定時株主総会後に開催する取締役会において承認の上、導入する予定です。

本プランは、企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させる当社株券等の大規模 買付行為が実現されることを目的として、大規模買付行為を行うにあたって事前の十分な 情報開示と相当な検討・交渉期間等を確保するための手続等を定めるものであります。

ここでいう、「大規模買付行為」とは、次の①②のいずれかに該当する行為をいうものと します。

- ① 当社の株券等(金融商品取引法第27条の2第1項に規定するものをいうものとします)を対象とする、買付後の株券等所有割合(金融商品取引法第27条の2第8項に従い算出します。但し、特別関係者(金融商品取引法第27条の2第7項に規定する者をいうものとします)の株券等所有割合との合計とします)が20%以上となる公開買付けの公開買付開始公告を行うこと
- ② 株券等保有割合(金融商品取引法第 27 条の 23 第 4 項に従い算出します。但し、 共同保有者(金融商品取引法第 27 条の 23 第 5 項及び第 6 項に規定する者をいう ものとします)の株券等保有割合との合計とします)が 20%以上となる当社の株 券等(金融商品取引法第 27 条の 23 第 1 項に規定するものをいうものとします。 以下同じ)の取得(売買その他の契約に基づく株券等の引渡請求権を有すること及 び金融商品取引法施行令第 14 条の 6 に規定される各取引を行うことが含まれる ものとし、これに準ずる行為として取締役会で定めるものを含むものとします)

本議案承認決議の有効期間(定款第6条第2項に定める「有効期間」に該当します。以下

「有効期間」といいます)は、本議案承認決議後 3 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会後最初に開催される取締役会の終結の時までとします。ただし、当該取締役会の終結時に買収提案(下記第 3 項にて定める意義を有するものとします)を行っている者又は大規模買付行為を行おうとし若しくは現に行っている者であって取締役会にて定める者が現に存在している場合にはその限りで有効期間が延長されます。本議案承認決議の効力は有効期間内に行われる本新株予約権の無償割当等に関する各取締役会決議に及びます。また、本決議で言及されている用語の意味は、定款第 6 条に定めるところに従います。

なお、本決議において金融商品取引法(昭和23年4月13日法律第25号。その後の改正を含む)の規定に言及している用語については、同法に改正があった場合、同改正後の規定において相当する用語に読み替えられるものとします。

1 有効期間中、当社は、定款第6条の規定に従い、当社の20%以上の株券等を取得した者およびその関係者等による行使に制約が付された新株予約権(以下「本新株予約権」といいます)の無償割当等を活用した方策を採ることができるものとします。ここにいう、「当社の20%以上の株券等を取得した者およびその関係者等」とは、(i)大規模買付行為を行おうとし又は現に行っている者(大規模買付行為を行おうとし又は現に行っている者に該当すると当社取締役会が特別委員会の勧告に基づき合理的に認定した者を含みますが、取締役会において別途定める者を除くものとします。以下「特定買収者」といいます)、(ii)その共同保有者又は特別関係者及び(iii)(i)又は(ii)に該当する者を支配する者(特定買収者、その共同保有者又は特別関係者及びこれらの者を支配する者に該当すると当社取締役会が特別委員会の勧告に基づき合理的に認定した者を含みます)並びに(iv)これらに準ずる者として取締役会で定める者をいうものとします。

取締役会は、第2項以下の附帯条件の範囲内で、企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上の視点から大規模買付行為を行おうとする者が事前に遵守すべき手続(大規模買付行為を行おうとする者が予め当社に対して提出することが必要な情報に関する事項を含むこととし、以下「事前手続」といいます)のほか本プランの詳細及び円滑な実行等に関する事項・措置を定めます。

- 2 当社取締役会は、その決議により特別委員会を設置するものとします。特別委員会 の委員は 3 名以上とし、当社の社外役員及び外部有識者から選任されるものとしま す。
- 3 事前手続として、大規模買付行為を行おうとする者(その関係者を含みます)は、予め当社に対して、書面により、大規模買付行為に関する提案(当該提案者およびそのグループに関する事項、対価の算定根拠および取得資金の裏付け、取得後の当社の経営方針と事業計画、当社のステークホルダーに与えうる影響、その他当該大規模買付

行為が下記第4項②に掲げる要件を充足するか否かを検討するために必要かつ十分な情報として当社が合理的に求めるものを記載することとします。以下、上記情報が必要かつ十分な程度に記載された提案を「買収提案」といいます)を行うものとします。

当社取締役会が買収提案を受領した場合、当社取締役会は、当該買収提案を企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点から評価・検討し、買収提案の受領日から 60 日(対価を円貨の現金のみとした買付上限株数を設けない買収提案の場合)又は 90 日(上記以外の場合)の期間(以下、かかる期間を「取締役会評価期間」といいます)に、当該買収提案につき本プランによる対抗措置は採らない旨の取締役会決議(以下「不発動確認決議」といいます)を行うか否かを判断するものとします。

当社取締役会は、買収提案を受領した場合は、速やかにこれを特別委員会に付議いたします。特別委員会は、付議された買収提案について、企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点から評価・検討し、当該買収提案につき、不発動確認決議を行うべき旨の勧告決議をするか否かを取締役会評価期間内に判断するものとします。

特別委員会が取締役会評価期間内に不発動確認決議を行うべき旨の勧告決議をするか否かの判断をなしえない等の理由により、当社取締役会が取締役会評価期間内に不発動確認決議を行うか否かの判断に至らないことにつきやむを得ない事情がある場合、当社取締役会又は特別委員会は、必要な範囲内で、取締役会評価期間を最大 30日間延長することができるものとします(なお、更なる期間の延長を行う場合においても同様とします)。

特別委員会から当該買収提案につき不発動確認決議を行うべき旨の勧告決議がなされた場合、取締役会は、その勧告決議の内容を最大限尊重した上で、当該買収提案につき不発動確認決議を行うべきか否かの最終的な判断をします。但し、特別委員会から不発動確認決議を行うべき旨の勧告決議がなされたにもかかわらず、当社取締役会が、当該買収提案が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の維持・向上に資するものではないと判断する場合は、当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かを株主に問うべく定款第6条第3項に定める議案を上程する株主総会を招集するものとします。

なお、当社取締役会は、企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点から、必要があれば、買収提案の内容の改善のため直接又は間接に買収提案者と交渉を行い、また株主に対する代替案の提示や本プランによる対抗措置の発動以外の相当な手段を採ることができます。

特定の買収提案に対し、不発動確認決議が行われた場合又は株主総会において定款 第6条第3項に定める議案が否決された場合には、当該買収提案に対しては、当社取 締役会は、本プランによる対抗措置は採らないものとします。

4 不発動確認決議の検討は、当該買収提案が、企業価値ひいては株主共同の利益に適

うものであるか否かの観点から真摯に行われるものとします。

① 特定買収者が事前手続を遵守しなかった場合の手続

特定買収者が事前手続を遵守せず、大規模買付行為を実行するものと認められる場合、特別委員会は、当社の企業価値又は当社株主の皆様の共同の利益の確保又は向上のために本プランによる対抗措置を発動させないことが必要であることが明白なことその他の特段の事情がある場合を除き、原則として、当社取締役会に対して、かかる大規模買付行為に対する対抗措置の発動を勧告するものとします。この場合、当社取締役会は、特段の事情がない限り、本プランによる対抗措置を発動することができるものとします。

② 特定買収者が事前手続を遵守した場合の手続

特定買収者が事前手続を遵守した場合には、企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点から、本プランによる対抗措置を発動することが必要かつ相当であるかを検討することとし、以下に掲げる事項が全て充たされていると認められる買収提案の場合には、不発動確認決議が行われるものとします。

- (一)下記に掲げる事由等に該当することで当社の企業価値ひいては株主共 同の利益を損なうおそれがないこと
 - (a) 株式を買占め、その株式について当社及びその関係者に対して高値で買取りを要求する行為
 - (b) 当社を一時的に支配して当社の重要な資産等を移転させるなど、 当社の犠牲の下に買収提案者又はその関係者の利益を実現する経 営を行う行為
 - (c) 当社の資産を買収提案者やそのグループ会社等の債務の担保や弁 済原資として流用する行為
 - (d) 当社の経営を一時的に支配して将来の事業展開・商品開発等に必要な資産・資金を減少させるなど、当社の継続的発展を犠牲にして一時的な高いリターンを得ようとする行為
 - (e) その他、当社の株主、取引先、顧客、従業員等を含む当社のステークホルダーの利益を不当に害することで買収提案者及びその関係者が利益をあげる熊様の行為
- (二) 当該買収提案に係る取引の仕組み及び内容等が、関連する法令及び規 則等を遵守したものであること
- (三) 当該買収提案に係る取引の仕組み及び内容等が、二段階買付け(第一段階の買付けで当社株券等の全てを買付けられない場合の、二段階目の買付けの条件を不利に設定し、明確にせず、又は上場廃止等による将来の当社株券等の流通性に関する懸念を惹起せしめるような形で当社株券等の買付けを行い、当社株主の皆様に対して買付けに応じることを事実上強要するもの)等に代表される当社株主に買収に応じることを

事実上強要するおそれがあるものではないこと

- (四) 本プランに定める事前手続を引き続き遵守していること
- (五)当社の本源的価値に照らして不十分又は不適切であると認められる条件 による提案ではないこと
- (六) その他、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保又は向上に適うものであると合理的に認められること
- 5 取締役会決議で定める要件を満たす買収提案者が、取締役会に対して、自らの買収 提案に関する定款第6条第3項にかかる株主総会を開催することを書面にて要求した 場合は、取締役会は、特別委員会の諮問を経た上で、株主総会の開催に合理的に必要 とされる期間内に、かかる決議事項を議案とした株主総会を開催するものとします。 ただし、当該買収提案に対し不発動確認決議が行われた場合はこの限りではありませ ん。また、株主総会の招集手続の開始後に不発動確認決議を行った場合、その他取締 役会で定める場合には、あわせて株主総会の招集手続を取り止めるものとします。

上記の他、取締役会は自らの判断で上記議案を上程する株主総会を開催することができることとします。

6 買収提案者の要求又は取締役会の判断に基づき、特定の買収提案に対して、定款第 6条第3項に定める議案を上程する株主総会の招集手続が取られた場合(取締役会決議 で定める要件を満たさなくなったこと等によって株主総会開催日までに招集手続が取 り止められた場合を除きます)は、同項の定めるところに従い、議決権を行使すること ができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、かつ出席した総株主の議決権 の過半数の賛成により、当該買収提案に対して、本プランによる対抗措置を採ること を承認する決議がなされた場合に限り、当社取締役会は本プランによる対抗措置を採 ることができるものとします。

別 添 2

当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保および向上のための適正な対応方針(買収 防衛策)の件

一 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針について

当社は、買収者に対して株式を売却するか否かの判断や、買収者に対して会社の経営を 委ねることの是非に関する判断は、基本的には、個々の株主の皆様のご意思に委ねられる べきものだと考えております。

しかし、買収行為の中には、その態様によって、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を害するものが存在いたします。

当社の企業価値を構成する要素は、①業界トップクラスに位置付けられる高付加価値・高イメージの複数のスポーツウエアブランド(スポーツブランド)の商標権ないし販売権、②このようなブランド価値を具現化する為の優れた創造力・企画力・製造ノウハウ、③このような創造力・企画力・製造ノウハウを支える個々の優秀な従業員、④永年の取引を通じて培われた信頼関係に裏付けられた多数の取引先・顧客・商権等々の経営資源を有すること、並びに、⑤これらの経営資源に基づき既存事業の遂行に加えて新規事業・新規商材・新規市場を開発することにより将来的に業容を拡大して会社業績を向上させ得る事業基盤、及び、⑥事業活動を通じて安定してキャッシュフローを創出して将来に亘る会社資本強化を実現し得る経営基盤を有することであります。以上のような当社の企業価値の本質(本源的価値)に対する理解なくして、当社の企業価値を持続的に向上させていくことは不可能でございます。

このような理解に欠ける買収者が、当社の株式の大規模買付を行い、短期的な経済的効率性のみを重視して、一時的な利益を上げる反面で当社の持つ上記の経営資源や事業基盤を損なうことや、あるいは当社の特定のブランド又は商権のみを獲得しその余については処分するなど、当社の企業価値を生み出すしくみに反する行為を行い、当社の事業体としての継続性を阻害することなどは、結果として当社の企業価値ひいては株主共同の利益の毀損につながるものです。

このように企業価値ひいては株主共同の利益を害する買収者に対しては、企業価値ひいては株主共同の利益を保護するために相当な限度で取締役会が対抗措置を発動することが認められてしかるべきであります。しかしながら、買収提案の内容は多種多様なものがありえますので、当該買収提案の内容が企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであるか、これを害するものであるか、にわかに判別し難い場合も存在しうるところです。当社は、かかる買収提案が行われた場合には、まずは取締役会において買収提案者と協議、交渉することといたしますが、買収提案者から買収提案に関する十分な情報の提供が行われた上で書面による請求があった場合など一定の要件を満たす場合には、株主総会の場において、当該買収提案につき本プランによる対抗措置を発動すべきか否かを株主の皆様方

に判断して頂くことが望ましいものと考えております。

また、株主の皆様が、買収提案が企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものであるか否かにつき株主総会の場において適切な判断を行うことができるよう、当該買収提案が当社株主の皆様及び当社グループの経営に与える影響、当該買収者が意図する当社グループの経営方針や事業計画の内容、当社グループを取り巻く多くの関係者に対する影響等について、買収提案者から十分な情報の開示がなされるようにすることは、当社取締役会の責務と考えております。

二 基本方針の実現に資する取組み

当社グループでは、中期経営計画をもとに、業務やコスト構造を見直し、顧客基点のさらなる強化を図り、顧客や市場の変化に柔軟に対応して、ブランド事業ごとの収益基盤を強化し、企業価値を高めるべく経営に取り組んでおります。

また、各ステークホルダーとの良好な関係を築くとともに、内部統治構造の機能及び制度を一層強化・改善・整備しながら、コーポレート・ガバナンスの充実を図っております。具体的には、経営環境の変化に迅速に対応できる機動的な経営体制の確立を目指し、経営と事業執行機能の役割を明確にするために、「執行役員制度」を導入したほか、CSR推進委員会や内部統制部門を設置し、コンプライアンスやリスク管理を積極的に推進しております。なお、当社の監査役4名中3名は社外監査役です。

三 本プランの内容(基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み)について

当社は上記一の基本方針に従い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益(以下、単に「株主共同の利益」という)を確保・向上させることを目的として、旧プランと同内容の本プランを導入することにいたしました。

本プランの内容は以下のとおりでございます(本プランの手続のおおまかな流れは、別紙1のフローチャートのとおりです)。

なお、本プランにおいて引用される法令等の各条項及び用語につき改正(法令名の変更 や旧法令等を継承する新法令等の制定を含みます)があった場合には、当該改正後におい てこれらの法令等を実質的に継承する法令等の各条項及び用語に読み替えられるものとし ます。

1. 用語の意味

本プランにおいて使用される以下の用語は、以下の意味を有するものとする。

(一)「特定買収者」とは、大規模買付行為を行おうとし又は現に行っている者(大規模買付行為を行おうとし又は現に行っている者に該当すると当社取締役会が特別委員会

- の勧告に基づき合理的に認定した者を含み、特定免除者を除くものとする)をいう。
- (二)「大規模買付行為」とは、①特定公開買付け(当社の株券等(注 1)を対象とする公開買付けのうち、買付後の株券等所有割合(注 2)が 20%以上となるものをいう)の公開買付開始公告を行うこと及び②支配株式(20%以上の株券等保有割合(注 3)の株券等(注 4)をいう)の取得(売買その他の契約に基づく株券等の引渡請求権を有すること及び金融商品取引法施行令第 14 条の 6 に規定される各取引を行うことが含まれるものとする)をいう。
- (三)上記(二)にかかわらず、①当社の行った自己株式の取得又は消却その他当社の発行済株式総数若しくは議決権の総数を減少させる行為のみに起因して支配株式を取得することとなった者、②本新株予約権の行使又は取得条項の定めによる本新株予約権の取得対価の交付のみに起因して支配株式を取得することとなった者、③その他当社取締役会が別途定める行為のみに起因して支配株式を取得することとなった者については、これらの行為のみによっては特定買収者に該当しないものとする。但し、①ないし③により支配株式を取得するに至った者が、①ないし③以外の行為によって株券等保有割合の1%以上を占める当社株券等を新たに取得した場合には、特定買収者に該当するものとする。
- (四)「特定免除者」とは、①当社、②当社の子会社、③当社又は当社の子会社の従業員 持株会及び従業員持株会のために当社株式を保有する者をいう。
- (五)「特定買収者等」とは、特定買収者、その共同保有者又は特別関係者及びこれらの者を支配する者(特定買収者、その共同保有者又は特別関係者及びこれらの者を支配する者に該当すると当社取締役会が特別委員会の勧告に基づき合理的に認定した者を含むものとする)をいう。
- (六)「事前手続」とは、特定買収者に要請される下記 2. に定める手続をいう。
- (七)「買収提案」とは、大規模買付行為に関する提案であって、別紙 2 に掲げる情報が 必要かつ十分に記載されたものをいう。
- (八)「買収提案者」とは、特定買収者で、予め大規模買付行為に関し、当社に事前手続 に従って買収提案を提出した者をいう。
- (九)「不発動確認決議」とは、その対象となる買収提案に対して本プランによる対抗措置(下記三4.の内容による。以下同じ)を採らない旨の取締役会決議をいう。
- (十)「本新株予約権」とは、本プランによる対抗措置として、当社株主の皆様に割り当てられる別紙3に定める内容の新株予約権をいう。
 - (注1) 金融商品取引法第27条の2第1項に規定される株券等をいう。
 - (注 2) 金融商品取引法第 27 条の 2 第 8 項に従い算出される。但し、特別関係者(金融商品取引法第 27 条の 2 第 7 項に規定する者をいう。以下同じ)の株券等所有割合との合計とする。
 - (注3) 金融商品取引法第27条の23第4項に従い算出される。但し、共同保有者(金融商品取引法第27条の23第5項及び第6項に規定する者をいう。以下同

- じ)の株券等保有割合との合計とする。以下本プランにおいては、別段の定めのない限り「株券等保有割合」とは上記意義を有するものとする。
- (注 4) 金融商品取引法第 27 条の 23 第 1 項に規定される株券等をいう。以下本プランにおいては、別段の定めのない限り「株券等」とは上記意義を有するものとする。

2. 事前手続

(1) 特定買収者に対する情報提供要求

特定買収者は、①特定公開買付けの公開買付開始公告の実施又は②支配株式の取得のいずれか早い時点までに、予め当社に対して、大規模買付行為に関する別紙 2に掲げる情報(以下、「大規模買付情報」という)を、当社株主の皆様が当該大規模買付行為を理解・評価し、かつ当社取締役会又は特別委員会が当該大規模買付行為が下記(3)(イ)に定める不発動確認決議の要件を充足するか否かを検討するために必要かつ十分な程度に記載した買収提案書を当社取締役会に提出することにより、買収提案を行うものとする。当社は、特定買収者から大規模買付情報が記載された買収提案書の提出があった事実について速やかに開示するとともに、大規模買付情報のうち適切と判断した事項について、当社株主の皆様に対して適時適切に情報開示を行うこととする。

特定買収者から提出された大規模買付情報を精査した結果、提出された情報が不 十分であると、特別委員会の諮問を経た上で、当社取締役会が合理的に判断した場 合には、特定買収者に対して必要かつ十分な情報が揃うまで、追加的に情報提供を 求めることができる。

(2) 取締役会評価期間の設定

大規模買付行為に関する提案が当社に対して行われ、当該提案に関する必要かつ 十分な大規模買付情報が当社に対して提出された場合、特定買収者の提案は、買収 提案として扱われるものとし(大規模買付行為に関する提案が買収提案として扱われ ることとなった日を以下、「買収提案の受領日」という)、当社取締役会は、当該買収 提案につき、不発動確認決議を行うか否かを判断するための評価・検討を開始する ものとする。

当社取締役会は、買収提案について、当社の株主共同の利益に資するか否かの観点から評価・検討し、買収提案の受領日から 60 日(対価を円貨の現金のみとした買付上限株数を設けない買収提案の場合)又は 90 日(上記以外の場合)の期間(以下、かかる期間を「取締役会評価期間」という)に、当該買収提案につき不発動確認決議を行うか否かを判断するものとする。

当社取締役会は、買収提案を受領した場合は、速やかにこれを特別委員会に付議する。特別委員会は、付議された買収提案について、当社の株主共同の利益に資するか 否かの観点から評価・検討し、当該買収提案につき、不発動確認決議を行うべき旨の 勧告決議をするか否かを取締役会評価期間内に判断する。

取締役会評価期間が開始した場合は、当社は、その旨を当社株主の皆様に対して適時適切に情報開示するものとする。

特別委員会が取締役会評価期間内に不発動確認決議を行うべき旨の勧告決議をするか否かの判断をなしえない等の理由により、当社取締役会が取締役会評価期間内に不発動確認決議を行うか否かの判断に至らないことにつきやむを得ない事情がある場合、当社取締役会又は特別委員会は、必要な範囲内で、取締役会評価期間を最大 30 日間(初日は算入されないものとする)延長することができるものとする(なお、更なる期間の延長を行う場合においても同様とする)。

当社取締役会又は特別委員会が取締役会評価期間を延長した場合、当社は、延長された具体的期間及びその具体的期間が必要とされる理由を、当社株主の皆様に対して適時適切に情報開示するものとする。

特別委員会から当該買収提案につき不発動確認決議を行うべき旨の勧告決議がなされた場合、取締役会は、その勧告決議の内容を最大限尊重した上で、当該買収提案につき不発動確認決議を行うべきか否かの最終的な判断をする。但し、特別委員会から不発動確認決議を行うべき旨の勧告決議がなされたにもかかわらず、当社取締役会が、当該買収提案が、当社の株主共同の利益に資するものではないと判断する場合は、当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かを株主に問うべく定款第6条第3項に定める議案を上程する株主総会を招集するものとする。

当社取締役会は、当社の株主共同の利益に資するか否かの観点から、必要があれば、買収提案の内容の改善のため直接又は間接に買収提案者と交渉を行い、また株主に対する代替案の提示や本プランによる対抗措置の発動以外の相当な手段を採ることができる。

特定の買収提案に対し、不発動確認決議が行われた場合又は株主総会において定款 第6条第3項に定める議案が否決された場合には、当該買収提案に対しては、当社取 締役会は、本プランによる対抗措置は採らないものとする。

なお、買収提案者は、取締役会評価期間経過後不発動確認決議が行われるか、又は 株主総会において定款第6条第3項に定める議案が否決されるまでは、大規模買付行 為に着手してはならないものとする。

(3) 不発動確認決議に係る検討

不発動確認決議に係る検討は、上記(1)及び(2)に従って受領した買収提案について、当該判断の時点において合理的に入手可能な情報に基づき、特別委員会の勧告を最大限尊重し、必要に応じて外部アドバイザー(弁護士、公認会計士、ファイナンシャル・アドバイザーその他の専門家を含む)からの助言を得た上で、当該買収提案が当社の株主共同の利益に資するか否かの観点から真摯に行われるものとする。具体的には以下のとおり対応するものとする。

(ア) 特定買収者が事前手続を遵守しなかった場合の手続

特定買収者が当社取締役会に対する大規模買付情報の提供、その他事前に定める手続を遵守せず、大規模買付行為を実行するものと認められる場合、特別委員会は、当社の株主共同の利益を確保・向上させるために対抗措置を発動させないことが必要であることが明白なことその他の特段の事情がある場合を除き、原則として、当社取締役会に対して、かかる大規模買付行為に対する対抗措置の発動を勧告する。この場合、当社取締役会は、特段の事情がない限り、対抗措置を発動することができるものとする。

なお、買収提案者は、事前手続に従い、不発動確認決議が行われるか、又は株主総会において定款第6条第3項に定める議案が否決されるまでは、大規模買付行為に着手してはならないものとし、これに違反した場合は事前手続に違反するものとして、当社取締役会は、本(ア)に従って対抗措置を発動できるものとする。

(イ) 特定買収者が事前手続を遵守した場合の手続

特定買収者が事前手続を遵守した場合には、当社の株主共同の利益に資するか否かの観点から、対抗措置を発動することが必要かつ相当であるかを検討することとし、以下に掲げる事項が全て充たされていると認められる買収提案の場合には、不発動確認決議がなされるものとする。

- (一) 下記に掲げる事由等に該当することで当社の株主共同の利益を損なうおそれ がないこと
 - (a) 株式を買占め、その株式について当社及びその関係者に対して高値で買取りを要求する行為
 - (b) 当社を一時的に支配して当社の重要な資産等を移転させるなど、当社の 犠牲の下に買収提案者又はその関係者の利益を実現する経営を行う行為
 - (c) 当社の資産を買収提案者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資 として流用する行為
 - (d) 当社の経営を一時的に支配して将来の事業展開・商品開発等に必要な資産・資金を減少させるなど、当社の継続的発展を犠牲にして一時的な高いリターンを得ようとする行為
 - (e) その他、当社の株主、取引先、顧客、従業員等を含む当社のステークホルダーの利益を不当に害することで買収提案者及びその関係者が利益を上げる態様の行為
- (二) 当該買収提案に係る取引の仕組み及び内容等が、関連する法令及び規則等を 遵守したものであること
- (三) 当該買収提案に係る取引の仕組み及び内容等が、二段階買付け(第一段階の買付けで当社株券等の全てを買付けられない場合の、二段階目の買付けの条件を不利に設定し、明確にせず、又は上場廃止等による将来の当社株券等の流

通性に関する懸念を惹起せしめるような形で当社株券等の買付けを行い、当 社株主の皆様に対して買付けに応じることを事実上強要するもの)等に代表さ れる当社株主に買収に応じることを事実上強要するおそれがあるものではな いこと

- (四) 事前手続を引き続き遵守していること
- (五)当社の本源的価値に照らして不十分又は不適切であると認められる条件による 提案ではないこと
- (六) その他、当社の株主共同の利益の確保・向上に資するものであると合理的に 認められること

(4) 定款第6条第3項に定める議案

- (一)買収提案者が、その買収提案に関する定款第6条第3項に定める議案を上程する当社の株主総会を開催することを書面にて要求した場合は、当社取締役会は、以下の要件が充足されているか否か特別委員会の諮問を経た上で検討するものとし、以下の要件が充足されていると判断した場合は、株主総会の開催に合理的に必要とされる期間内に、上記決議事項を議案とする株主総会を開催するものとする(以下、かかる株主総会の開催日を「本総会日」という。)。但し、当該買収提案について不発動確認決議が行われた場合はこの限りではない。また、株主総会の招集手続の開始後に不発動確認決議を行った場合には、あわせて株主総会の招集手続を取り止めるものとする。
 - (a) 当社に対して、事前手続に従って、書面により買収提案を提出していること
 - (b) 上記株主総会における決議が行われるまでは、大規模買付行為に着手しないことを当社に対して約定していること
- (二)上記(一)の規定にかかわらず、本総会日以前の日において、以下のいずれかに該当する場合には、当社取締役会は、上記(一)の定めに従い買収提案者の書面による要求に応じた当該株主総会の招集手続を取り止めるものとする。
 - (a) 当該買収提案者が上記(一)(b)に基づき当社に対して行った約定に違反した場合
 - (b) 当該買収提案者が大規模買付行為を実現すると当社に回復しがたい損害を もたらすことが明らかであると当社取締役会が合理的に認めた場合
 - (c) 当該買収提案について不発動確認決議がなされた場合
- (三)当社取締役会は、上記(一)の他、自らの判断で(但し、特別委員会が不発動確認決議を行うべき旨の勧告決議を行った場合は、上記三 2.(2)7 段落但書の制限に服するものとする)、特定の買収提案に関する定款第 6 条第 3 項に定める議案を上程する当社の株主総会を開催することができるものとする。この場合、当社取締役会は、当該買収提案を行う買収提案者に対し、上記(一)(b)の約定を当社に対し行うよう求めることができるものとする。上記(二)は本号に

従って招集される株主総会に準用される。

- (四)当社取締役会は、定款第6条第3項に定める議案が上程された当社の株主総会において、株主に対して、買収提案に対する評価結果につき説明するものとする。
- (五)当社取締役会は、定款第6条第3項に定める議案が上程された当社の株主総会において、特定の買収提案に対して、本プランによる対抗措置を採ることを承認する株主総会決議が否決されたにもかかわらず本プランによる対抗措置を採る等、株主総会の決議に反する行為を行うことができないものとする。
- (六)当社取締役会は、上記(一)若しくは(三)に従って株主総会招集手続が採られた場合、又は買収提案者が株主提案権の行使により当社株主総会に定款第6条第3項に定める議案を提案する場合(上記(二)その他の事由により当社株主総会の招集手続が採り止められた場合、又は株主総会の招集手続が採り止められていなくとも上記(二)に定める事由又はこれに準ずる事由に該当する場合を除く)には、本プランに基づく対抗措置を採ることを承認する株主総会決議がなされた場合に限り、当該買収提案に対して、本プランによる対抗措置を採ることができるものとする。
- (七)特定の買収提案に対して、不発動確認決議がなされた場合又は当社株主総会に定款第6条第3項に定める議案が付議されたにもかかわらず本プランによる対抗措置を採ることが株主総会において承認されなかった場合には、当社取締役会は、取締役としての善管注意義務に反する特段の事情がない限り、当該買収提案に係る公開買付けその他の買付け行為が完了するまでは、かかる買収提案を行った者以外の者に対しても本プランによる対抗措置をとらないものとする。但し、当該買収提案に係る公開買付けその他の買付け行為の開始が合理的理由なく速やかに行われない場合にはこの限りではない。

3. 特別委員会の設置

- (1)特別委員会は、当社取締役会の決議により常設機関として設置される。特別委員は、3名以上とし、当社社外役員及び外部有識者の中から取締役会決議により選任されるものとする。
- (2)特別委員会の決議要件は、全委員の過半数の賛成とする。
- (3) 特別委員は、決議の前提となる重要な事実を収集・調査・検討し、取締役会から独立した立場から公正かつ中立的な判断を行うものとする。
- (4) 特別委員会は、その決議を行うにあたり、当社取締役会を通じて、買収提案者に対して、買収提案に関して必要な事項の説明を求めることができる。また、特別委員会は、当社取締役会に対して、買収提案者の買収提案の内容に対する意見及びその根拠

資料、代替案その他特別委員会が必要と認める情報の提供を求めることができる。

(5) 特別委員会は、当社の費用で外部アドバイザー(弁護士、公認会計士、ファイナンシャル・アドバイザーその他の専門家を含む)をその職務を補助する者として必要により選任することができるものとし、取締役会決議で予め定めた社内役員(但し、2 名を上限とする)その他必要と認める者を、委員会決議における議決権を有さないオブザーバーとして出席させ、慎重な判断過程の形成に努めるものとする。

4. 特定買収者出現時の対応(本プランの条件成就)

- (1) 特定買収者に該当する者が出現したと当社取締役会が認めた場合(当該特定買収者の買収提案につき、対抗措置を採ることを承認する株主総会決議が否決された場合及び不発動確認決議が行われた場合を除く。但し、当該特定買収者が、かかる株主総会決議又は不発動確認決議を得たものとは異なる提案に基づいて大規模買付行為を企図する場合はこの限りではない)、当社取締役会は、本プランに従って、別紙 3 に定める内容の本新株予約権の無償割当て(会社法第 277 条)を決議し、その旨を公表することとする。
- (2) 上記(1) にかかわらず、本新株予約権の行使期間開始日の前日までにおいては、特定 買収者の株券等保有割合が 20%を下回った旨の大量保有報告書が特定買収者から提出 された場合及びこれに類する特段の事情があると認めた場合に、当社取締役会は、特 別委員会の諮問を経て、本新株予約権の無償割当ての効力が生じない旨(本新株予約 権無償割当ての効力発生後は、本新株予約権を無償で強制取得する旨)を決議するこ とができる。

5. 本プランの改廃及び有効期間

(1)本プランを承認する取締役会決議の内容は、平成 25 年に開催される定時株主総会後最初に開催される取締役会の終結の時までその効力を有し、当該取締役会において、本プランの維持、改定又は廃止につき決議する他、必要に応じて随時その内容を見直すものとする(但し、当該取締役会の終結時に特定買収者に該当する現実的危険を有する者が存在する場合、又は買収提案者若しくは特定買収者等が存在している場合は、その限りで効力が存続する)。この点、当社取締役の任期は選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであり、任期差制や解任要件の普通決議からの加重等も行っていないため、毎年取締役の選任を通じて株主の意思を反映することが可能となっている。また、株主の方は、株主総会 1 回で取締役の選解任を通じて取締役会の構成を完全に変更することが可能であり、新しく選任された取締役会は本プランを廃止することもできるので、その意味において株主の意思を容易に反映することができるようになっている。

更に、本プランでは、定款上の根拠を有した株主総会決議による承認決議におい

て、承認決議の有効期間を、本定時株主総会終了後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会後最初に開催される取締役会の終結時までとし、3年が経過した時点で、本プランの各条件の見直し等を含め、必要に応じて株主総会の承認を求めることとし、本プランに株主の直接の意思を反映することができるようにしている。

(2) 上記各条項に定める事項のほか必要な事項については、別途取締役会において決定する。

四 株主・投資家の皆様に与える影響等

1. 本プランの導入時に当社株主・投資家の皆様に与える影響

本プランの導入時においては、新株予約権の発行自体は行われませんので、当社 株主・投資家の皆様の権利・利益に影響が生じることはありません。

2. 本新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家の皆様に与える影響

(1) 当社株主・投資家の皆様に与える影響

特定買収者が出現するという、合理的に考えにくい状況が仮に生じた場合でも、本新株予約権は株主の皆様全員に無償で自動的に割り当てられるものであり、新株予約権の割当ての申込みに伴う失権者等が生じることがありません。また、当社株主の皆様が新株予約権を現実に行使することの手間等を勘案して本新株予約権を一斉に取得し、その対価として行使条件を満たしている本新株予約権に対しては当社の株式を、その余の本新株予約権については取得に係る本新株予約権と同数の新株予約権であって、特定買収者等の行使に制約が付されたものを交付することも可能としております。このように、特定買収者等に該当しない株主及び投資家の皆様の法的権利及び経済的利益に対して直接的具体的な影響を与えないよう、最善の工夫をしております。

但し、対抗措置として本新株予約権の無償割当ての決議をした場合であって、本 新株予約権の無償割当てを受けるべき株主の皆様が確定した後において、当社が、 本新株予約権の無償割当ての効力を失効させ、又は無償割当てがなされた本新株予 約権を無償取得する場合には、結果として当社株式 1 株当たりの価値の希釈化は生 じませんので、当社株式 1 株当たりの価値の希釈化が生じることを前提にして当社 株式の売買を行った投資家の皆様は、株価の変動等により相応の損害を被る可能性 があります。

(2) 必要となる手続

対抗措置が実際に発動する段階においては、当社としては、割り当てた新株予約

権の取得対価等として新たな株式を交付し、株主の皆様の振替口座簿へ記録する必要がございますので、当社が別途プレスリリース等でご案内する内容に従い、基準 日までに所定の手続をして頂くようお願いいたします。

また、新株予約権の割当てを受けた株主の皆様が、新株予約権の行使を希望される際には、当社所定の新株予約権行使請求書その他当社の定める書類を提出するとともに取得する株式1株当たり1円の払込みをお願いいたします。但し、この点についても、新株予約権の行使の手間等を勘案して、本新株予約権の強制取得を可能としております。強制取得が行われる場合には、本新株予約権が行使可能な株主の皆様には、新株予約権の行使を行った場合と同様に当社株式が交付されますので、本プランはこの点でも一般株主の皆様の手間が軽減されるよう合理的配慮が施されております。

五 本プランの合理性について

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則(①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性確保の原則)を以下のとおり充足しており、また、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」その他の買収防衛策に関する実務・議論を踏まえた内容となっており、高度な合理性を有するものです。

1. 当社の株主共同の利益の確保・向上

本プランの導入時においては、新株予約権の発行自体は行われませんので、当社 株主・投資家の皆様の権利・利益に影響が生じることはありません。

本プランによる買収防衛策は、上記三 2. (1) 及び(2) 記載のとおり、特定買収者に対して事前に大規模買付行為に関する必要な情報の提供及び考慮・交渉のための期間の確保を求めることによって、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを当社株主の皆様が適切に判断されること、当社取締役会が特別委員会の勧告を受けて当該大規模買付行為に対する賛否の意見又は代替案を当社株主の皆様に対して提示すること、あるいは、当社取締役会が当社株主の皆様のために買収提案者と交渉を行うこと等を可能とし、もって当社の株主共同の利益の確保・向上を目的として継続されるものです。

2. 事前の開示

当社は、当社株主及び投資家の皆様並びに特定買収者の予見可能性を高め、適正な選択の機会を確保するために、本プランを予め開示するものです。

また、当社は今後も、適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って、必要に

応じて適時適切な開示を行います。

3. 株主意思の重視

当社は、本定時株主総会における、本プランによる買収防衛策の導入に関する承認議案を通じて、本プランについての当社株主の皆様のご意思を確認する予定です。

4. 特別委員会の設置

当社取締役会は、当社取締役会が対抗措置を発動する場合には、その判断の公正を担保し、かつ、本プランに基づく対抗措置の発動等に関する当社取締役会の恣意的判断を排するために特別委員会を設置し、当社取締役会が対抗措置の発動等に関する取締役会決議をする場合には、特別委員会の勧告を最大限尊重するものとしています。

5. 外部専門家の意見の取得

上記三 2. (3) 記載のとおり、当社取締役会は、対抗措置の発動に際しては、必要に応じて、外部アドバイザー(弁護士、公認会計士、ファイナンシャル・アドバイザー その他の専門家を含む)の助言を得た上で検討を行います。これにより当社取締役会の判断の客観性及び合理性が担保されることになります。

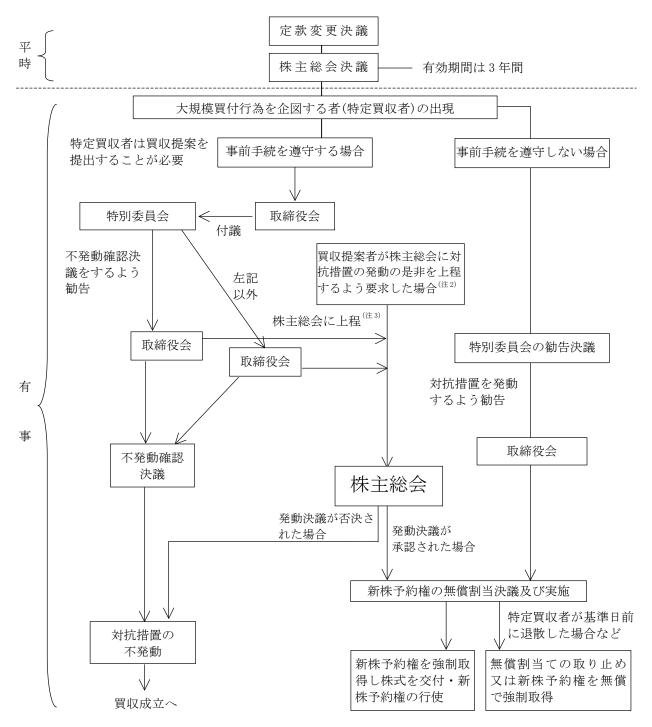
6. 取締役の選任を通じた当社株主の皆様の意思確認

上記三 5. (1)記載のとおり、当社の取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までと規定されているため、毎年の定時株主総会における取締役選任を通じて、本プランを廃止するか否かについての当社株主の皆様のご意思が確認されることになります。

7. デッドハンド型買収防衛策又はスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株主総会又は株主総会において選任された取締役により構成される取締役会によって、いつでも廃止することができるため、いわゆるデッドハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策)又はスローハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策)ではありません。

別紙1 本プラン発動時のフローチャート(注1)



- (注1) 本フローチャートは本プランの概略をフローチャートで示したものであり、当社の株主共同の利益を著しく毀損する買収に対する対抗措置など、法令上取締役会が元来有している権限が行使される可能性はある。
- (注 2) 事前手続に従って買収提案を提出した特定買収者が所定の約定を当社に対して行う等、一定の条件を充足した場合には、当社取締役会は対抗措置を発動するか否かを株主に問うべく株主総会に議案を上程する。
- (注3) 特別委員会から不発動確認決議を行うべき旨の勧告決議がなされたにもかかわらず、当該買収提案が、当 社の株主共同の利益に資するものではないと判断する場合は、当社取締役会は対抗措置を発動するか否か を株主に問うべく株主総会に議案を上程する。

別紙2 大規模買付情報

- 1. 買収提案者及びそのグループ(主要な株主又は出資者及び重要な子会社・関連会社を含み、ファンドの場合又はその出資に係る事業体である場合は主要な組合員、出資者 (直接であるか間接であるかを問わない。)、その他の構成員並びに業務執行組合員及 び投資に関する助言を継続的に行っている者を含む。以下同じ)の情報
 - (1) 名称、資本関係、出資割合、財務内容
 - (2) (買収提案者が個人である場合は)国籍、職歴、当該買収提案者が経営、運営又は 勤務していた会社又はその他の団体の名称、主要な事業、住所、経営、運営又は 勤務の始期及び終期
 - (3) (買収提案者が法人である場合は)当該法人及び重要な子会社等について、主要な事業、設立国、過去3年間の資本及び長期借入の財務内容、当該法人又はその財産に係る主な係争中の法的手続、これまでに行った事業の概要、取締役、執行役等の役員の氏名及び略歴
 - (4) (もしあれば)過去5年間の重要な犯罪履歴、過去5年間の重要な法令違反行為の有無及びその概要等
- 2. 大規模買付行為に関する情報

当社の株券等の取得目的、方法及びその内容(大規模買付行為の対価の価額・種類、取得の時期、関連する取引の仕組み、大規模買付行為の方法の適法性、実現可能性、大規模買付行為完了後に当社の株券等が上場廃止となる見込みがある場合にはその旨及びその理由を含む。なお、大規模買付行為の適法性については資格を有する弁護士による意見書を合わせて提出するものとする。)

- 3. 当社の株券等の取得対価の算定根拠(算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定に 用いた数値情報、算定期間に関する情報並びに取得に係る一連の取引により生じるこ とが予想されるシナジーないしディスシナジーの額及びその算定根拠を含む)
- 4. 大規模買付行為に係る買付け等の資金の裏付け(資金の提供者(実質的提供者(直接であるか間接であるかを問わない。)を含む)の具体的名称、調達方法、資金提供が実行されるための条件及び資金提供後の担保ないし誓約事項の有無及び内容並びに関連する取引の内容を含む)
- 5. 特定公開買付け又は支配株式の取得の実現後の当社の経営方針等 当社の経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策(株式の売却、事業や資産の売 却、合併、分割、株式交換、株式移転、会社更生、清算、現在の資本・配当性向・配当 政策・負債額・資本総額の変更、当社の会社構造・事業・経営方針・事業計画の変更、当 社の株券等の追加的取得もしくは処分、上場廃止、通例的でない取引を含む)

- 6. 大規模買付行為に際しての第三者との間における意思連絡(当社に対して重要提案行為等(金融商品取引法第27条の26第1項に定義される重要提案行為等をいう。)を行うことに関する意思連絡を含む)の有無(存在する場合にはその目的及び内容並びにその第三者の概要)
- 7. 特定公開買付け又は支配株式の取得の実現後における当社の従業員、取引先、顧客、 地域社会その他の当社に係る利害関係者(ステークホルダー)に関する方針
- 8. 特定公開買付け又は支配株式の取得にあたり買収提案者において必要な手続 関連して必要な政府当局の承認等、第三者の同意等、独占禁止法その他の競争法並び にその他会社が事業活動を行っている又は製品を販売している国又は地域の重要な法 律の適用可能性に関する状況
- 9. 買収提案者及びそのグループの内部統制システムの具体的内容及び当該システムの実効性の有無ないし状況
- 10. 反社会的勢力ないしテロ関連組織との関連性の有無(直接的であるか間接的であるかを問わない。)及びこれらに対する対処方針
- 11. その他当社取締役会又は特別委員会が合理的に必要と判断する情報

別紙3 本新株予約権及び無償割当ての内容

- 一 本新株予約権の内容は以下のとおりとする。
- 1 新株予約権の目的となる株式の種類 当社普通株式
- 2 新株予約権の目的となる株式の数 新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は、1株とする。
- 3 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価格 1円に各新株予約権の目的となる株式の数を乗じた額
- 4 新株予約権を行使することができる期間 無償割当効力発生日以後の日で当社取締役会が別途定める一定期間
- 5 行使条件
 - (1) 以下の何れにも該当しないこと
 - ① 無償割当基準日時点における特定買収者等(但し無償割当基準日時点における特定買収者又は当該特定買収者の共同保有者の大量保有報告書が提出されていない場合には、その直前の大量保有報告書の記載から判断されるものとする)
 - ② 無償割当基準日の時点で当社の株券等を保有しており、かつ①の者に対し、当社の株券等(本新株予約権の行使又は取得により将来発行されることとなる株券等を含む)の所有権又は占有権を金融商品取引法第 27 条の 2 第 1 項に定める取引所金融商品市場における有価証券の売買等(特定売買等(同項に定める意味を有する)及びクロス取引を除く)以外の取引により移転することを約している者
 - (2) 新株予約権者が、適用ある外国の法令上、新株予約権を行使するに際し、(i)所定の手続の履行若しくは(ii)所定の条件(一定期間の行使禁止、所定の書類の提出等を含む)の充足、又は(iii)その双方が必要とされる場合((i)ないし(iii)に定める手続又は条件を当社が履行又は充足することを要する場合を含む)、当該新株予約権者については、当該手続及び条件が全て履行又は充足されている場合に限り、新株予約権を行使することができる。なお、当社が上記手続及び条件を履行又は充足することで当該新株予約権者が新株予約権を行使することができる場合であっても、当社としてこれを履行又は充足する義務を負わない。

- (3) (i) 行使する者が自らの利益のために行使する場合であること、又は(ii) 行使する者が第三者のために行使する場合にあっては当該第三者が上記(1) 及び(2) の各条件を充足すること
- (4) 当社取締役会が求めた場合に上記(1)ないし(3)の要件を満たすことについて書面による表明・保証を提出すること。
- (5) 新株予約権の行使は、当社所定の新株予約権行使請求書に、行使する新株予約権の個数、対象株式数及び住所等の必要事項その他取締役会決議により別途定められる必要事項を記載し、これに記名捺印したうえ、取締役会決議により別途定める必要書類を添えて取締役会決議にて別途定める払込取扱場所に提出し、かつ、上記3に規定する価格の全額を当該払込取扱場所に払い込むことにより行われるものとする。

6 新株予約権行使請求の効力発生期間

新株予約権の行使請求の効力は、上記 5(5)の規定に従い、行使に係る新株予約権行使 請求書及び添付書類が払込取扱場所に到着した時に生じるものとする。新株予約権の 行使の効力は、かかる新株予約権の行使請求の効力が生じた場合であって、かつ、当 該行使に係る新株予約権の目的たる株式の行使価額全額に相当する金額が払込取扱場 所において払い込まれたときに生じるものとする。

7 譲渡制限

- (1) 新株予約権を取得した者は、会社法 262 条又は 263 条による当社の承認のない限り、当社に対し、当該新株予約権に係る新株予約権原簿記載事項を新株予約権原簿に記載し、又は記録することを請求することができない。
- (2) 前項の承認をする機関は取締役会決議により決定される機関とする。但し特別委員会の諮問を経るものとする。

8 取得条項

(1) 当社は、無償割当効力発生日から2週間を経過した日において、新株予約権の全部を以下のとおり取締役会決議により取得することができる。

取得対価

① 上記 5(1)①又は②のいずれかに該当するものが保有する新株予約権 取得に係る新株予約権と同数の新株予約権であって、特定買収者等の行使に 制約が付されたもの

② ①以外の新株予約権

取得に係る新株予約権の数に、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数 を乗じた数の整数部分に相当する数の当社普通株式

(2) 当社取締役会は、本新株予約権の無償割当ての行使期間開始日の前日までにおいて、本新株予約権の無償割当ての効力が生じない旨(本新株予約権無償割当ての効力発生後は、本新株予約権を無償で強制取得する旨)決議することができる。

9 資本金及び準備金に関する事項

本新株予約権の行使及び取得条項に基づく取得等に伴い増加する資本金及び資本準備金に関する事項は、法令の規定に従い定める。

10 端数

新株予約権を行使した者に交付する株式の数に一株に満たない端数があるときは、これを切り捨てる。但し、当該新株予約権者に交付する株式の数は、当該新株予約権者が同時に複数の新株予約権を行使するときは各新株予約権の行使により交付する株式の数を通算して端数を算定することができる。

- 二 本新株予約権の無償割当ての内容は以下のとおりとする。
- 1 株主に割り当てる本新株予約権の数

当社普通株式(当社の有する普通株式を除く)1 株につき本新株予約権 1 個の割合で割り当てることとし、割り当てる本新株予約権の総数は、無償割当基準日最終の当社の発行済株式総数(但し、当社の有する普通株式の数を除く)とする。

2 本新株予約権の無償割当ての対象となる株主 無償割当基準日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された全普通株主

3 本新株予約権の無償割当てがその効力を生ずる日

本新株予約権の無償割当ては、無償割当効力発生日にその効力を生じる。「無償割当 効力発生日」は、無償割当基準日以降の日で取締役会が別途定める日とする。

別 添 3

当社の大株主(平成 24年3月31日現在)

	主	名	当社への出資状況		
株			持 株	数(千株)	出 資 比 率(%)
CBHK-KOREA SECURITIES DEPOSITORY			5,749		9.7
三井物産株式会社			5,459		9.2
CBHK-KOREA SECURITIES DEPOSITORY-SAMSUNG			5,450		9.2
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社			3,149		5.3
株式会社北陸銀行			2,476		4.2
丸紅株式会社			2,403		4.0
株式会社北國銀行			2,169		3.6
株式会社みずほ銀行			1,891		3.2
株式会社西田			1,203		2.0
共栄火災海上保険株式会社			1,081		1.8